

放課後等デイサービス

辻義塾

重要事項説明書

## 重要事項説明書

合同会社 辻義塾（以下「甲」という）と通所給付決定保護者（以下「乙」という）は、放課後等デイサービス辻義塾（以下「丙」という）を利用するにあたり以下の契約を取り交わす。

社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを乙に対して説明します。

### 1. 事業者概要

会社名：合同会社 辻義塾  
所在地：滋賀県草津市橋岡町75-1  
代表者：代表社員 村居 和美  
設立日：平成28年7月7日  
電子メール：info@tsuji3.xyz  
ホームページ：<https://tsuji3.xyz/>

### 2. 事業所概要

#### 辻義塾 橋岡教室

サービスの種類：放課後等デイサービス  
事業所番号：2550600270  
指定年月日：平成28年11月1日  
定員：10名（1日上限15人、平均12人を最大と定める。）  
所在地：〒525-0065 滋賀県草津市橋岡町75-1  
電話番号：077-562-3456 FAX：077-575-0123

#### 辻義塾 南草津教室

サービスの種類：放課後等デイサービス  
事業所番号：2550600288  
指定年月日：平成29年3月1日  
定員：10名（1日上限15人、平均12人を最大と定める。）  
所在地：〒525-0065 滋賀県草津市橋岡町43-10  
電話番号：077-562-3456 FAX：077-575-0123

### 3. 事業の目的及び運営方針

#### (1) 事業の目的

- ①児童福祉法その他の関係法令等を遵守し、指定放課後等デイサービスの事業を適正に行います。
- ②障害のある児童（発達障害児を含む）に対し、放課後等や学校休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を適切に行います。
- ③個々の児童の最善の利益を保障し、一人ひとりの障害の状態、発達の過程、特性に応じた支援（合理的配慮）を提供します。

#### (2) 運営方針

- ①放課後等デイサービス計画に基づき、障害児等に対し適切かつ効果的に指導・訓練等を行います。
- ②地域との連携を図り、保護者や学校、その他の関係機関（児童相談所、相談支援事業所、医療機関など）と密接に連携しながら、一貫した支援体制を構築します。
- ③利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。
- ④従業者の資質向上のため、定期的な研修の機会を設け、専門性の向上を図ります。
- ⑤虐待の防止、人権の擁護のため必要な措置（委員会の設置、研修の実施等）を講じます。
- ⑥非常災害（地震、火災、水害等）に備え、業務継続計画（BCP）を策定し、定期的な訓練を実施します。

### 4. 通常の事業の実施地域

草津市、大津市、栗東市、守山市、他要相談

### 5. 営業時間とサービス提供時間

(1) 営業日：月曜日から日曜日、ただし12月31日～1月3日は閉所日とします。

※ 天候や職員配置の都合上、管理者及び責任者の判断で事前の連絡なくやむなく臨時休業することがあります。

※ 橋岡教室は運営効率化のため、月1回の閉所日（原則日曜日）を設けます。

※ 南草津教室は日曜日が定休日となります。

#### (2) 営業時間

- ①平日 10:00～18:00
- ②ホリデー 10:00～18:00
- ③日曜日 9:00～17:00

#### (3) サービス提供時間

- ①平日 12:00～18:00
- ②ホリデー 10:00～16:00  
(16:00以降は延長支援での利用となります)

③日曜日 9:00～15:00

(活動内容によって時間が変更になることがあります)

- ※ ②ホリデーとは、土曜日、祝祭日、長期休み（春、夏、冬休み）が該当します。
- ※ 長期休みのホリデー期間は、地域・学校により始業日が異なるため、全体の利用者で一番早い始業日に揃えます。その為、利用者が長期休み中であっても、平日扱いになる場合があります。
- ※ ①、②ともに10:00～18:00の利用ができます。  
10:00以前、18:00以降の利用はその都度ご相談ください。
- ※ 日曜日は、課外活動を中心にを行います。活動の内容により開始・終了時間が異なる場合があります。活動時間の詳細はイベントごとにご案内します。
- ※ 利用者の体調や活動の内容により過度な負担がかかると判断した場合は、保護者様とご相談の上で時間を短縮してサービスを提供します。（原則小学校3年生まで）

#### (4) 基本の送迎時間

迎え ①平日 計画した時間に間に合うように登録場所へ迎え  
②ホリデー 計画した時間に間に合うように登録場所へ迎え  
③日曜日 計画した時間に間に合うように登録場所へ迎え

送り ①平日 18:00  
②ホリデー 【早便】16:00 【通常便】18:00  
③日曜日 15:00頃（外出の場合、現地出発時間となります）

- ※ 安全対策と療育時間の有効化を図るため、人員配置が可能な範囲で学校及び自宅（遠方の場合は駅など指定位置）など、送迎登録された場所への送迎を行います。  
(原則：片道15分以内、7km以内)
- ※ 保護者による事業所へのお迎えは、送迎による混雑回避のため、送迎開始30分前までにお迎えをお願いします。お迎えの場合、近隣施設の迷惑になるため、必ず橋岡教室の駐車場をご利用ください。

#### (5) 延長支援

平日は3時間、学校休日は5時間を超える支援については、「延長支援」が加算されます。利用者の個別の利用時間、延長利用時間は個別支援計画に記載し、保護者様の同意をいただきます。

基本報酬の最長の時間区分に対応した時間（平日3時間、学校休日5時間）に加え、支援を行った場合（支援員2名以上配置）延長支援加算が算定されます。

- ①延長1時間以上2時間未満 92単位
- ②延長2時間以上 123単位
- ③延長30分以上1時間未満 61単位

※③は予め計画していた延長時間が、利用者都合で短くなった場合のみ算定可能

#### (6) ホリデーのサービス提供時間外の利用

サービス提供時間前 8 : 30 ~

サービス提供時間後 18 : 00 まで

#### (7) 欠席対応加算

利用予定日（予約日）の当日、前日、前々日の連絡で、急な体調不良などで欠席になった場合でも、ご家族の状況を確認し、必要な相談支援を行うことで、児童の生活リズムを支えるための制度です。事業所と保護者の信頼関係を築き、切れ目のない支援を提供するために設けられています。

利用予定日に欠席される場合は、欠席の理由、児童の様子など差支えのない範囲でお知らせいただきます。また、欠席、キャンセルについては、療育時間の確保のため、可能な限り、別の日に振替をしていただきます。

### 6. 学校休日の規定

- ・ 土日・祝祭日・長期休みの他、利用者が通学している学校暦により定められた日
- ・ 警報による臨時休校
- ・ インフルエンザ等の集団感染による、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖  
(本人、家族に感染徴候がなければサービスは利用できます。)

### 7. 職員の体制

- ・ 管理者：常勤1名以上

管理者は、職員の管理、放課後等デイサービスの申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。

- ・ 児童発達支援管理責任者：常勤専従1名以上

児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成し、少なくとも6ヶ月に1回以上見直しを行います。サービスを利用する障害児に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに障害児及び障害児の保護者並びにその家族に対し、内容等について説明を行います。

- ・ 指導員（児童指導員等）：常勤1名以上

個別支援計画に基づき障害児に対し適切に指導等を行います。

- ・ 看護職員

主治医や医療関連施設と連携し、医師の指示書をもとに看護職員が経過観察や服薬管理、医療的ケアを実施します。

- ・ 専門人材（理学療法士等）

理学療法士等により、計画的に個別・集中的な支援を実施します。

理学療法士等が専門的支援計画書を作成し、専門人材が計画的に専門的支援を実施します。

※ 当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害児通所支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

## 8. 設備の概要

・橋岡教室

指導訓練室：1室（集団活動）

厨房：1室（調理実習：流し台、ガスコンロ、調理台、洗濯機、洗面所）

シャワー室、脱衣所：各1室（シャワー・介護椅子・手すり、着替え、医療的処置時使用）

トイレ：2室（洋式トイレ、施設内外に各1ヵ所設置、各専用手洗い有）

相談室：1室（2階：保護者面談、利用者個別相談、個別指導、等）

防犯・監視カメラ：施設内外13台

・南草津教室

指導訓練室①：1室（1階集団活動室）

指導訓練室②：1室（1階集団活動室）

相談室・応接室：1室（2階・保護者面談、利用者個別相談、個別指導）

トイレ：3室（各階洋式トイレ）うち一つは車いす使用可能

防犯・監視カメラ：施設内外8台

## 9. サービスの内容

(1) 通常の活動（集団・個人学習）

- ・コミュニケーショントレーニング、ソーシャルスキルトレーニング
- ・個人課題（学校宿題、生活動作作業課題、資格取得学習など）

(2) 学校休業日のイベント活動

- ・昼食作り、製菓、一人めしなどの調理活動
- ・バスケットボール、グラウンドゴルフ、登山などの運動活動
- ・ウォークラリー、買い物実習、お出かけ企画、外部イベント参加などの屋外活動
- ・博物館、カラオケ、映画鑑賞、ゲーム大会などの屋内活動

(3) 定例特別授業

- ・宿泊キャンプ、性教育、防災訓練、避難訓練、防犯教室など

※ 全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。個別支援計画は、児童発達支援管理責任者が作成し、利用者に説明を行い同意をいただきます。

## 10. サービス利用料金及び実費負担の説明

障害者福祉サービスおよび障害児通所支援給付サービスは原則として、利用したサービスの報酬基準額の1割が利用者負担となります。ただし、世帯の所得・収入に応じて利用者負担の軽減措置等があります。

施設利用料金の上限（利用者負担額の上限です。）

非課税世帯 0円 月間何度利用しても0円です。

概ね890万円以下 4,600円 月間何度利用しても上限は4,600円です。

概ね890万円以上 37,200円 月間何度利用しても上限は37,200円です。

## 11. 利用料金

(1) 障害児通所給付費によるサービスを提供した場合は、サービス利用料金（厚生労働省の定める額）から家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額を引いた額が介護給付費の給付対象となります。事業者が障害児通所給付費の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額を事業者にお支払いいただきます（利用者負担額といいます）。なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

(2) 上記(1)の代理受領を行わない場合、事業者は通所給付決定保護者からサービス利用料金の全額を受けるものとします。

(3) 事業者は、上記(1)及び(2)の利用者負担額の支払いを受けた場合は、通所給付決定保護者に対して当該費用に係る領収証を発行するものとし障害児通所給付費の代理受領を受けた場合は、通所給付決定保護者に対してその金額及び内訳を通知するものとします。

(4) 次に定める費用については、利用者から全額徴収（実費分）するものとします。

(ア) 利用1回につき おやつ代 100円

(イ) 9に伴う利用者負担分（イベント費としての実費負担）

(ウ) 日常生活において通常必要となるものに係る経費であって利用者に負担いただくことが適当とみられるものの実費（着替え、医療材料等）

(エ) 初回利用時 1,000円

個人ファイル・連絡帳ファイル・学習ファイル・荷物かご・ホワイトボード・ネームプレート、歯ブラシ、コップの準備代

(オ) 毎年4月 500円

連絡帳ファイル・学習ファイル・ホワイトボード・ネームプレート、歯ブラシ交換代

(カ) その他、ホームページに公開されている最新の重要事項説明書を優先します。

※ 利用料金について、当該サービスの内容及び費用について事前に説明を行い、その同意を得るものとします。

※ 1ヵ月ごとに区切り、翌月15日頃に請求書を発行します。

お支払いは、指定金融機関からの自動振替とし、振替手続き完了までの利用料金は、初回振替時に一括して振替させていただきます。

## 12. サービス利用に当たっての留意事項

利用者及び通所給付決定保護者はサービスを利用するにあたって、宗教活動や本事業者以外の営利を目的とした勧誘、暴力行為等他の通所給付決定保護者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行わないものとします。

## 13. 虐待の防止・身体拘束等の適正化について

事業者は、利用者及び通所給付決定保護者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止委員会・身体拘束等の適正化委員会を設置し、虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者：井上 敦志

(2) 上記委員会を開催し、虐待防止マニュアルの作成、実施、見直しを行っています。

(3) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(4) 防犯カメラによる状況保存を行います。

(5) 全従業員による互いの監視を徹底します。

## 14. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに保護者及び主治医に連絡する等の措置を講じ管理者に報告するものとします。

また、保護者及び主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとします。

## 15. 非常災害時の対策

非常時の対応

別途定める計画書に従い年に2回以上、避難訓練・防災訓練を行います。

防火管理者：橋岡教室 村居 和美 / 南草津教室 今村 範史子

## 16. 障害児及び通所給付決定保護者の記録や情報の管理、開示

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、通所給付決定保

護者の求めに応じてその内容を開示します。

※ 閲覧、複写ができる窓口業務時間は対応職員の都合上、水曜日から金曜日の14時から16時と定めます。

※ 提供された個人情報（保険や手帳のコピー、写真など含む）や事業所で作成された書類は契約後も最終利用日より5年間事業所内での保管義務が生じます。保管義務期間終了後、当社判断のもと処分させていただきます。利用停止などの理由での返却には応じる事が出来ません。

## 17. 秘密の保持

職員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持します。

また、事業者は、職員であった者に業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

## 18. 苦情・要望の受付について

### (1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

受付窓口 井上 敦志

苦情解決責任者 井上 敦志

受付日時 毎週水曜日から金曜日の14時～16時

電話番号 077-562-3456

FAX番号 077-575-0123

電子メール [info@tsuji3.xyz](mailto:info@tsuji3.xyz)

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は滋賀県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

滋賀県社会福祉協議会 運営適正化委員会

(あんしん・なっとく委員会)

草津市笠山7丁目-8-138 (県立長寿社会福祉センター内)

電話番号：077-567-4107 (月～金 9:00～17:00 但し祝祭日除く)

FAX：077-561-3062

E-mail：c-ansin@mx.biwa.ne.jp ※手紙での相談も受付けています

滋賀県障害福祉課「企画・指導係」

大津市京町四丁目1番1号 (滋賀県庁内)

電話番号：077-528-3544

草津市 草津市立発達支援センター (福複センター 3F) 電話番号：077-569-0353

栗東市 栗東市障害福祉課 電話番号：077-551-0304  
大津市 大津市障害福祉課 電話番号：077-528-2745  
守山市 守山市障害福祉課 電話番号：077-582-1168  
湖南省 湖南省社会福祉課 電話番号：0748-71-2364  
野洲市 地域生活支援室 電話番号：077-587-6169

## 19. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、辻義塾の過失により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

損害保険会社名	あいおいニッセイ同和損保株式会社、AIU 損害保険株式会社
損害保険の種類・内容	介護保険・社会福祉事業者総合保険、自動車保険、盗難保険
施設賠償損害保険	最高1名あたり3億円（合計20億円迄）
人格権侵害	最高3,000万円
自動車搭乗者保険	無制限
自動車保険	対人対物無制限
施設内盗難保険	最高300万円（2社共に加入）

※ 全ての利用者には200万円以上の損害賠償保険加入証明を提出して頂きます。

## 20. 契約期間と更新

本契約の契約期間は、契約日から通所受給者証契約終了日までとする。  
ただし、通所受給者証が継続更新された場合、本契約は自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

特約事項：本契約は辻義塾ホームページ上で公開されている最新の重要事項説明書を優先する事とします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、通所給付決定保護者（法定代理人）、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。